

全員協議会資料
令和2年 月 日

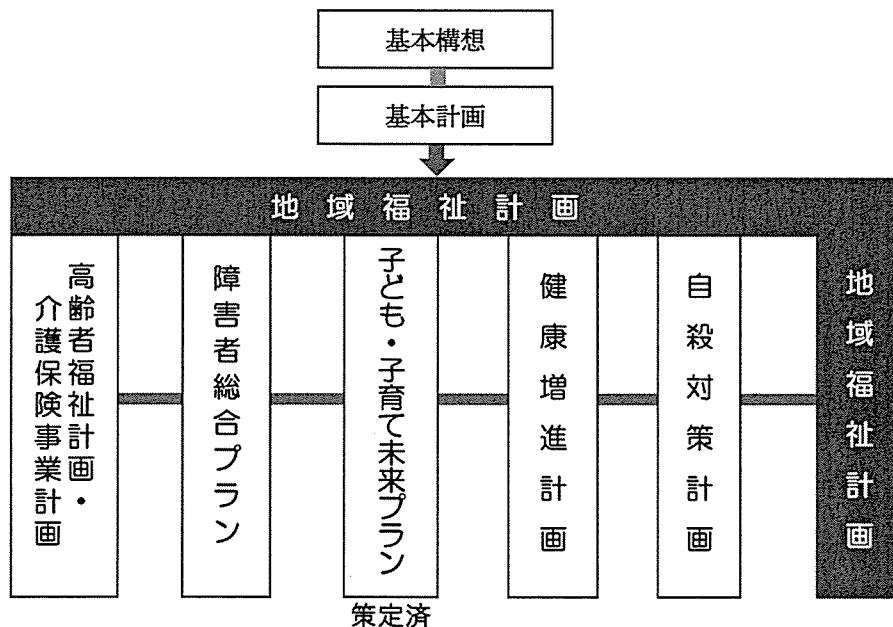
第6次東大和市地域福祉計画等福祉5計画（案）に
ついて

各計画案の共通事項等について

1 福祉5計画(案)の名称及び計画期間について

- ・第6次東大和市地域福祉計画（案） 計画期間：6年間
- ・東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） 計画期間：3年間
- ・第2次東大和市障害者総合プラン（案） 計画期間：3年間
- ・第2次東大和市健康増進計画（案） 計画期間：6年間
- ・東大和市自殺対策計画（案） 新規策定、計画期間：6年間

2 福祉5計画の位置づけ等について(子ども・子育て未来プラン含む)



3 今後のスケジュール等について

- ① 令和2年12月4日（金）～令和3年1月4日（月）まで、パブリックコメントを実施します。
- ② 令和2年12月19日（土）午前及び同月21日（月）午後の2回、会議棟において市民説明会を行います。（事前申込制を予定）
- ③ 上記①及び②については、12月1日号の市報及び公式ホームページにおいて市民の皆様へ周知します。
- ④ 各計画は、パブリックコメント・市民説明会での意見を反映等した後、地域福祉審議会及び介護保険運営協議会での審議を経て、市長に答申され決定する予定です。
- ⑤ 介護保険料については、令和3年第1回市議会定例会に、東大和市介護保険条例の一部改正を議案上程することから、改めて市議会議員へ説明を行う予定です。

第6次東大和市地域福祉計画（案）の概要

1. 策定の背景

- (1) 平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、社会福祉法が一部改正
- ① 包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされました。
 - ② 既存の福祉に関する事項（既存の福祉サービス単体では十分に対処ができないもの）を地域福祉計画に盛り込むことにより、制度の狭間にある地域生活課題の解決に向けた取り組みの推進が求められています。
 - ③ 「地域共生社会の実現」、「包括的支援体制の整備」が掲げられました。
 - ④ 地域福祉計画は、既存の個別計画としての性格を持つことに加え、新たに福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」としても位置付けられました。
 - ⑤ 障害者総合プラン、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、健康増進計画を含有する形で整備することが法的に位置づけられたため、5計画を同時に改定する形で策定を進めてきました。（平成31年度：前年度アンケート実施、令和2年度計画改定作業）
 - ⑥ 平成31年度に策定された「子ども・子育て未来プラン」も盛り込む形としました。
- (2) 令和2年6月改正の社会福祉法で新たに「地域共生社会」を具体的に実現する任意事業として「重層的支援体制整備事業」が新設され、介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村などがより柔軟に整備できるよう、重層的な支援体制づくりが福祉関係計画全体で取り組んでいくことと規定された。
⇒ 5計画全体で「重層的支援体制整備事業」を今改定で盛り込む必要が生じています。
⇒ 高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などの福祉を横断する課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を解決していくための取組整備が求められています。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念(第5次から改定)

「人と地域がつながり支え合うあたたかい地域共生のまち 東大和」

⇒ 基本構想の施策大綱、基本計画の目標及び方針を受け改定しました。

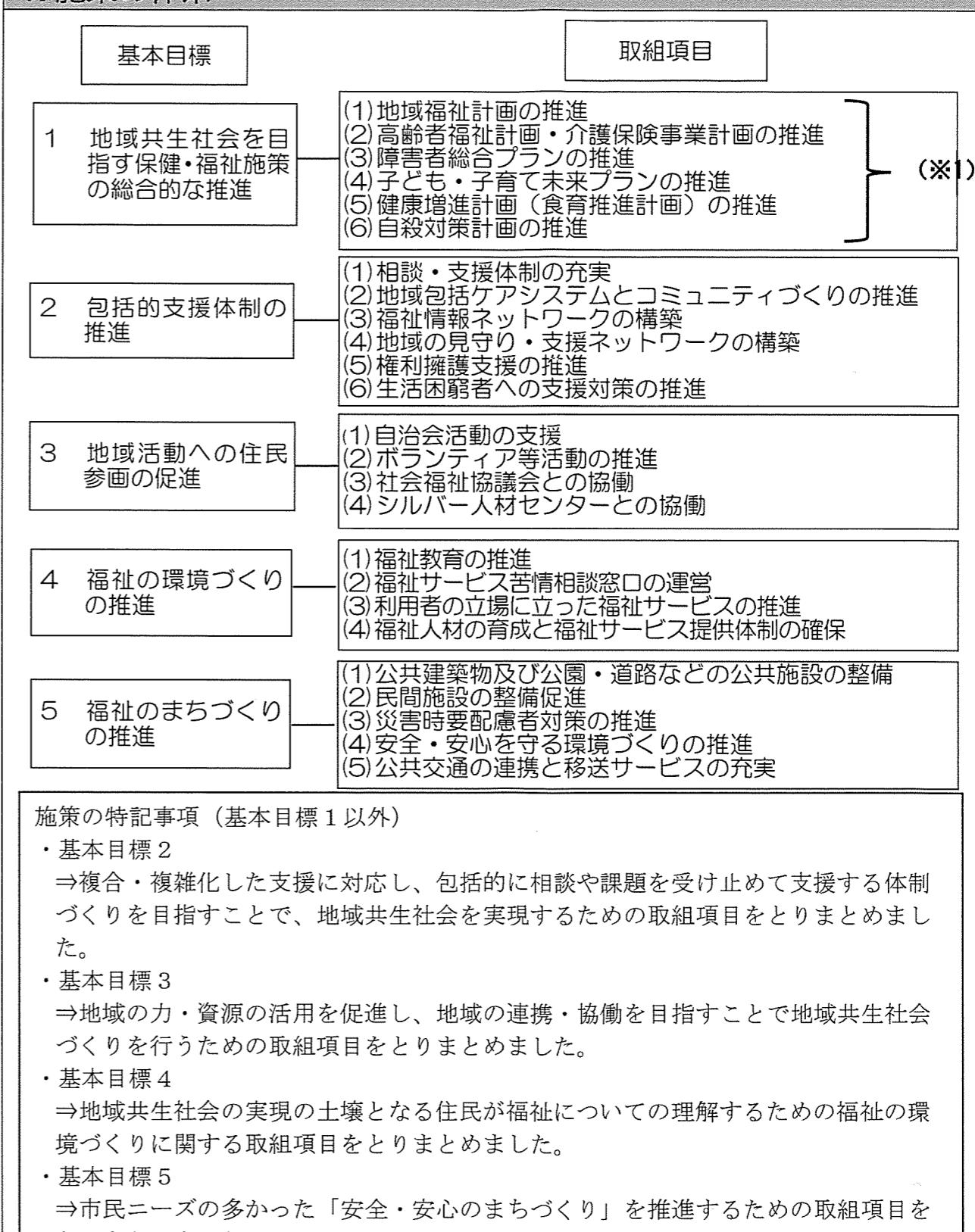
(2) 改定の重要な点

- ① 計画の位置づけを5計画で統一（第1章6P）
- ② 各福祉計画の基本理念を掲載（第1章8・9P）
- ③ 地域福祉をめぐる状況について、平成31年度実施の市民アンケートをベースに数値等を更新（第2章15P～）
- ④ 5福祉計画の基本理念を実現するための基本目標を新設（第3章29P～）
⇒ 基本理念を実現するための基本目標1を新設し、各計画の担当課を取り組み項目の担当課と位置づけました。
- ⑤ 地域共生社会実現のための包括的支援体制・重層的支援体制を実施するための取組项目を新設（第4章34P）
⇒ (1)相談・支援体制の充実の中に新たに追加しました。
- ⑥ 市町村における成年後見制度利用促進基本計画に相当する内容を地域福祉計画内に含有する形で新設（第5章44P～）
⇒ 単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めました。

3. 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

4. 施策の体系



東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）の概要

1 策定の背景

この計画は、東大和市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための、施策の考え方及び目標を定めるものです。

また、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化し、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」として策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

今回策定します第8期計画は、第7期計画に引き続き、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、いわゆる団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までの高齢者人口及び介護サービスのニーズ踏まえ、高齢者福祉施策全般の円滑な推進と、介護保険事業の適正な実施の確保を基本的な考え方としております。

なお、この計画は、市の地域福祉計画をはじめとした他の福祉関連の計画とともに、「地域共生社会の実現」に向けて、包括的な支援と多様な主体の参加・協働を掲げて、諸施策を推進する根拠となるものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 第8期計画の基本理念と基本目標

【本計画の基本理念】

支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され
健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和

- ・第7期計画の基本理念を継承しております。
- ・健幸都市宣言を踏まえ、健康寿命の延伸と住み慣れた地域での支え合いを進め、自分らしく生活できる東大和市の実現を図ってまいります。

【本計画の基本目標】

地域共生社会の実現に向けた
地域包括ケアシステムの推進

- ・一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指して、地域包括ケアシステムの着実な推進を掲げております。

5 計画の主な記載内容

1 重点プランと施策の体系

基本目標の実現に向けて5つの重点プランを定め、それぞれの重点プランごとに計画期間中行うべき施策を、次のように分類・体系化します。

1 地域包括ケアシステムの推進・深化

- ・推進体制の強化
- ・在宅医療と介護の連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援整備体制の推進

2 包括的な相談・支援体制の充実

- ・高齢者ほっと支援センターの機能強化
- ・支え合う仕組みづくりの推進
- ・介護者への支援

3 健康づくり・介護予防の推進

- ・健康づくりの推進
- ・社会参加・生きがいづくりの推進
- ・介護予防・重度化防止の推進

4 介護保険サービスの充実・強化

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・居宅・地域密着・施設サービスの充実
- ・サービスの質の確保・向上
- ・介護人材の確保等

5 住まい・日常生活支援の充実

- ・安心できる住まいの確保
- ・生活支援の充実
- ・権利擁護の充実
- ・災害・交通安全・防犯体制の充実
- ・感染症対策の推進

2 第1号被保険者の保険料基準額

第8期保険料基準額の算定には、介護保険制度の改正、第8期における当市の第1号被保険者の状況、及びサービス基盤整備の要因等の要素が複合的に影響します。

【参考】第7期保険料基準額（月額）5,200円

（介護給付費等準備基金6億円取り崩し後の額）

- （1）要支援・要介護認定者の増加に伴う給付費の自然増による影響 約800円の増
- （2）施設整備による影響 ア 特別養護老人ホーム1施設を整備した場合約300円の増
イ ほっと支援センター1施設を整備した場合約25円の増
※（2）については、平年度ベース（3か年の総額）
- （3）介護給付費等準備基金取崩しによる保険料の軽減

【参考】令和2年度末時点残高見込額：約7億5,000万円

- （4）その他、国の制度改正等に伴い、保険料基準額の算定に影響が発生します。

第2次東大和市障害者総合プラン(案)の概要

1 策定の背景

障害者基本法に基づく「第5次障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第6期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定し、総称を「東大和市障害者総合プラン」とするものです。

2 基本的な考え方

- (1) 本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」策定の考え方、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定に係る国的基本的な指針、障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた内容とします。
- (2) 第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定後、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月施行）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年10月施行）などによる新たな障害者施策を踏まえた内容とします。
- (3) 第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標及び施策体系を基としつつ、取組項目の訂正・修正・移設・削除・組み替え等を行います。
- (4) 本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として以下の重点施策を掲げます。
 - ① 障害者の権利擁護、理解促進のための施策
 - ② 地域で安心して暮らし続けるための施策
 - ③ 地域共生社会実現のための施策

3 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

4 計画の理念・目標

国の基本的な指針では、『地域共生社会の実現』が掲げられ、地域のあらゆる市民が支え手と受け手にわかれのではなく、ともに住みやすい“まち”をつくっていくことが重要とされています。

現計画の理念を引き継ぎつつ、障害の有無に関わらず、すべての人がともに支えあいながら共生社会を実現することを目指して、計画の理念を次のように定めます。

理 � 念	目 標
「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」	1. 自立を支える基盤の整備と充実
	2. 自立を支えるサービスの充実
	3. ライフステージに対応した支援の充実
	4. 共生社会実現をめざした地域づくり

5 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策

知的障害や精神障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある人の権利擁護や、障害のある人への理解促進を進める施策に取組んでいきます。

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を一層、進めます。
- 障害のある人への理解を促進するための取組を進めます。
- 障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めます。
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取組みます。

重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らしている人の中には、支援者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている人が多くいます。障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

- 生活介護等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- グループホームの整備・充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備を段階的に進め、その機能の充実を図ります。【新規】
- 緊急一時保護を拡充するとともに緊急一時支援事業を実施し、緊急時に応じます。【新規】
- 自立体験事業を実施し、自立体験の場・機会を設けます。【新規】

重点施策3 地域共生社会実現のための施策

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手に分かれるのではなく、各々が役割を担い、ともに住みやすい“まち”をつくっていくことが重要です。そのために、さまざまな関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティア等の人材育成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

- 精神障害にも対応した地域包括システム構築推進検討会議での協議を進めます。【新規】
- 障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取組みます。
- 障害のある人のためのボランティア育成に取組みます。
- 障害福祉分野以外の関係機関等との連携強化に努めます。【新規】
- 障害のある人の防犯・防犯のための自助や共助の取組を進めます。

第2次東大和市健康増進計画(案)の概要

1 策定の背景

- この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」として策定するものです。
- 健康寿命の延伸を図り、「健幸都市」の実現に向け、健康づくり施策を総合的に推進するため、方向性を定め、基本指針とするものです。

2 基本的な考え方

- 健幸都市は、個人による健康づくりと社会的な支えが結びついて、はじめて実現するものであることから、その実現に向けて策定された「東大和市健康寿命取組方針アクションプラン」との整合性を図りました。
- 市だけではなく、市民、企業、団体などの様々な関係者が協力して健康寿命の延伸に取り組んでいく契機とするため策定した「健幸都市宣言」との整合性を図りました。

3 計画期間

- 令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

4 計画の理念・目標

- 「東大和市健康寿命取組方針アクションプラン」と「健幸都市宣言」にもとづき、基本理念、中・長期目標、総合目標を定めました。

基本理念（第1次から改定）
一人ひとりが協力して 限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまち
健幸都市 東大和

中・長期目標（新規）
令和22[2040]年までに 65歳健康寿命を3年以上伸ばす
男性 86.24歳 女性 89.41歳
～健幸都市の実現 多摩26市での健康寿命1位～

総合目標	対象者	現状値	目標年度 令和8年
			目標値
1 健康寿命の延伸 指標:65歳健康寿命(要介護2以上)※	男性	83.2歳※1	84.39歳
	女性	86.4歳※1	87.58歳
2 健康格差の縮小 指標:自分の健康状態を良いと感じている人の割合	20歳以上	77.6%※2	82.2%以上

※「65歳健康寿命」とは、現在65歳の人が、何らかの障害のために「要介護2以上」の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために「要介護2以上」の認定を受けた年齢を平均的に表すものです。

5 基本目標

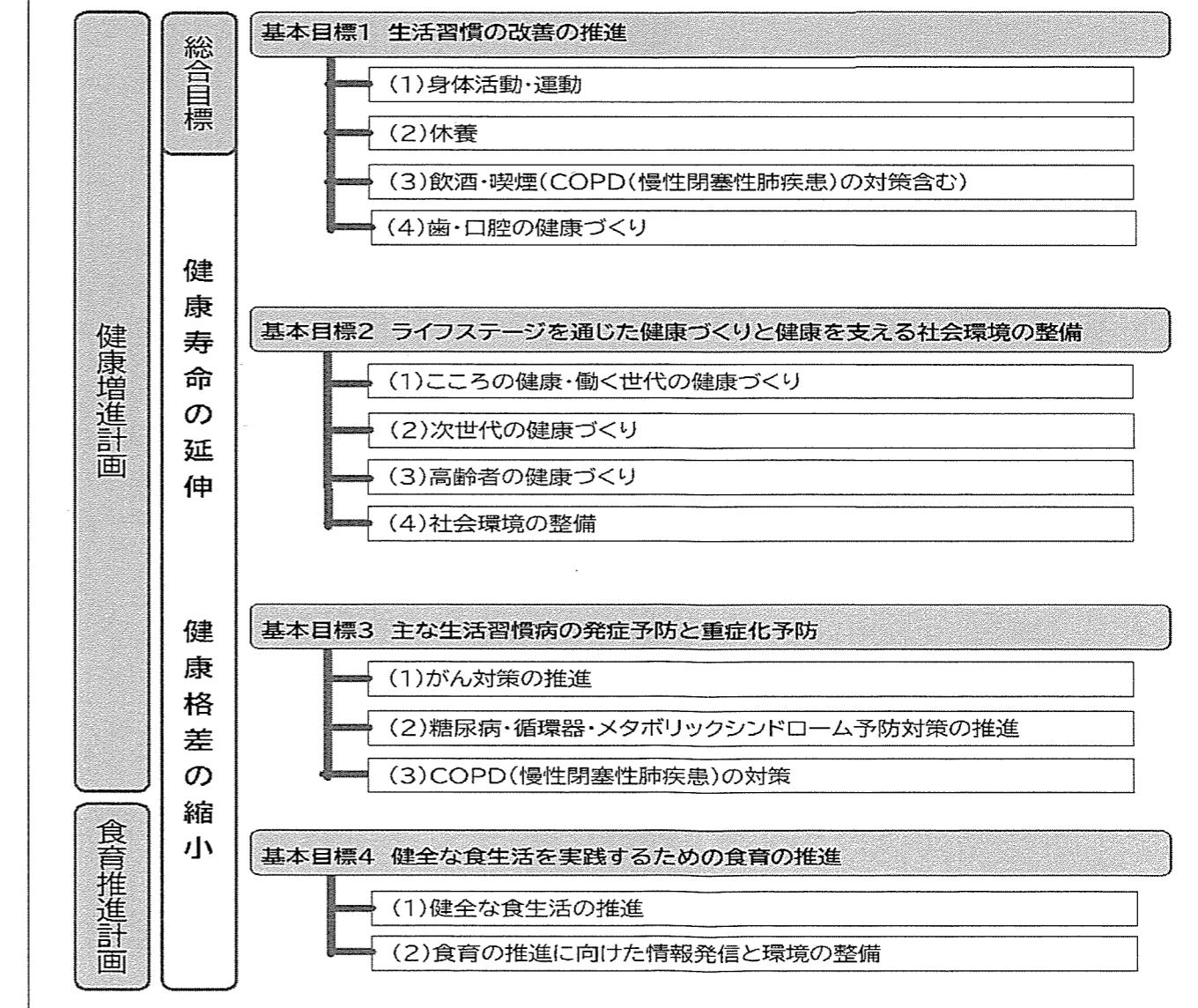
- 第1次計画の分野別目標を継続し、基本目標として分野別に記載しました。
- 食育推進計画として、新たに、基本目標4「健全な食生活を実践するための食育の推進」を加えました。

基本目標

- 生活習慣の改善の推進
- ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備
- 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 健全な食生活を実践するための食育の推進【新規】

6 施策の体系

- 基本目標ごとに施策を体系化し、施策ごとに成果指標と目標数値を記載しました。
- また、成果指標の現状値、目標値、目標値検証資料を記載しました。



東大和市自殺対策計画(案)の概要

1 策定の背景

- 本計画は、自殺対策基本法の規定により、策定が義務付けられている「市町村自殺対策計画」です。
- 本計画は、「第四次基本計画」及び「地域福祉計画」を上位計画とし、「東大和市健康増進計画」と整合性を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」を総合的に推進するため策定するものです。

2 基本的な考え方

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、それらの要因が複合的に絡み合い、最終的には精神的に危機的な状況にまで追い込まれたうえでの現象とされています。
- そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な観点から対策を講じて、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす必要があります。

3 計画期間

- 令和3年度から令和8年度までの6年間計画期間とします。

4 計画の基本理念・基本方針

- 国の自殺総合対策大綱の理念に基づき、東大和市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される地域、だれも自殺に追い込まれることのない地域の実現に向けて、基本理念、基本方針を定めました。

基本理念	基本方針
ともに こころつなげ いのち支えあう だれも追い込まれること のない 東大和市	1 生きることの包括的支援の推進 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 4 啓発と実践を両輪として推進 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

5 基本施策・重点施策

- 地域的の特徴を踏まえた3つの「基本施策」とし、また、重点的に取り組む3つの施策について記載しました。

基本施策	1 市民・企業等への啓発と周知
	2 自殺対策を支える人材育成と推進体制の整備
	3 生きることの促進要因への支援
重点施策	1 高齢者への支援
	2 生活困窮者、無職者・失業者への支援
	3 子ども・若者への支援

6 「地域自殺実態プロファイル」からみた東大和市の特徴

- 区別自殺者数 「地域自殺実態プロファイル」をみると、当市の平成26年から平成30年の自殺者数は、全体で71人(不詳4人含む)となっており、男性が48人、女性が19人と男性は女性の約2.5倍となっています。
- 区別の状況は以下のとおりです。「男性60歳以上無職同居」が10人、「男性60歳以上無職別居」が9人と多くなっています。

■東大和市の自殺の状況(平成26年~平成30年の合計)

【主な自殺の特徴】

順位	上位5区分	自殺者数 5年計	自殺者数に 占める割合	自殺率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 60歳以上無職 同居	10人	14.1%	33.1	失業(退職)⇒生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患⇒自殺
2位	男性 60歳以上無職 独居	9人	12.7%	135.4	失業(退職)+死別・離別⇒うつ状態⇒将来 生活への悲觀⇒自殺
3位	女性 60歳以上無職 同居	6人	8.5%	12.5	身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺
4位	女性 20~39歳無職 同居	5人	7.0%	23.5	DV等⇒離婚⇒生活苦+子育ての悩み⇒う つ状態⇒自殺
5位	女性 40~59歳無職 同居	5人	7.0%	16.2	近隣関係の悩み⇒家族間の不和⇒うつ病 ⇒自殺

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

7 施策の体系

